

四日市市病院管理規程第4号

市立四日市病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月1日

四日市市病院事業管理者 金城 昌明

市立四日市病院事業会計規程の一部を改正する規程

市立四日市病院事業会計規程（平成17年病院管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（総括事務）</p> <p>第92条 <u>経営企画課長</u>は、予算の編成、執行及び統制に関する事務を総括する。</p> <p>（予算編成方針の通知）</p> <p>第93条 <u>経営企画課長</u>は、翌事業年度の予算編成方針について管理者の決裁を受け、必要な資料を添えてこれを主管課長に通知するものとする。</p> <p>（予算要求の提出）</p> <p>第94条 主管課長は、前条の予算編成方針に基づいて、その所管に係る予算について予算要求書を作成し、参考資料を添えて指定のあった日までに<u>経営企画課長</u>に提出するものとする。</p> <p>（予算原案等の提出）</p> <p>第95条 <u>経営企画課長</u>は、前条の予算要求書を審査し、総合調整の上、予算の原案を作成し、次に掲げる予算に関</p>	<p>（総括事務）</p> <p>第92条 <u>総務課長</u>は、予算の編成、執行及び統制に関する事務を総括する。</p> <p>（予算編成方針の通知）</p> <p>第93条 <u>総務課長</u>は、翌事業年度の予算編成方針について管理者の決裁を受け、必要な資料を添えてこれを主管課長に通知するものとする。</p> <p>（予算要求の提出）</p> <p>第94条 主管課長は、前条の予算編成方針に基づいて、その所管に係る予算について予算要求書を作成し、参考資料を添えて指定のあった日までに<u>総務課長</u>に提出するものとする。</p> <p>（予算原案等の提出）</p> <p>第95条 <u>総務課長</u>は、前条の予算要求書を審査し、総合調整の上、予算の原案を作成し、次に掲げる予算に関する</p>

する説明書を添えて管理者に提出するものとする。

(1)から(6)まで (略)

2 (略)

(総括事務)

第101条 経営企画課長は、決算に関する事務を総括する。

(決算整理)

第102条 経営企画課長は、次に掲げる事項について、毎事業年度経過後速やかに振替伝票により決算整理を行うものとする。

(1)から(7)まで (略)

(帳簿の締切り)

第103条 経営企画課長は、前条の規定により決算整理を行った後、各帳簿の勘定の締切りをするものとする。

(決算報告書等の提出)

第104条 経営企画課長は、毎事業年度経過後、次に掲げる書類を作成し、5月20日までに管理者に提出するものとする。

(1)から(12)まで (略)

2 (略)

(計理状況の報告)

第105条 経営企画課長は、毎月末をもって月次試算表及び資金予定表を作成し、事務長の決裁を受けるものとする。この場合において、管理者は、当該月次試算表及び資金予定表を翌月20日までに市長に提出するものとする。

説明書を添えて管理者に提出するものとする。

(1)から(6)まで (略)

2 (略)

(総括事務)

第101条 総務課長は、決算に関する事務を総括する。

(決算整理)

第102条 総務課長は、次に掲げる事項について、毎事業年度経過後速やかに振替伝票により決算整理を行うものとする。

(1)から(7)まで (略)

(帳簿の締切り)

第103条 総務課長は、前条の規定により決算整理を行った後、各帳簿の勘定の締切りをするものとする。

(決算報告書等の提出)

第104条 総務課長は、毎事業年度経過後、次に掲げる書類を作成し、5月20日までに管理者に提出するものとする。

(1)から(12)まで (略)

2 (略)

(計理状況の報告)

第105条 総務課長は、毎月末をもって月次試算表及び資金予定表を作成し、事務長の決裁を受けるものとする。この場合において、管理者は、当該月次試算表及び資金予定表を翌月20日までに市長に提出するものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。